

# 千葉県食品安全協議会設置要綱

(平成16年3月29日制定)

## (設置)

第1条 県は、食の安全・安心に関する事項について県民への情報提供、意見交換等を行うため、千葉県食品安全協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 県からの食の安全・安心に係る情報提供及び意見の交換
- (2) 各専門分野間の相互理解のための情報提供及び意見交換
- (3) 県と各専門分野相互の連携を深めるための協議

## (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者及び消費者団体並びに食品関連事業者等で構成する。
- 3 委員への就任は知事が依頼する。
- 4 協議会に会長及び副会長を置き、会長は協議会を主宰する。
- 5 会長及び副会長は委員の互選により選出する。
- 6 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 7 委員の任期は1年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて関係者に対し協議会への出席を求め意見を聞くことができる。

## (作業部会)

第5条 協議会に、作業部会を置くことができる。

## (事務局)

第6条 協議会の事務局は、千葉県健康福祉部衛生指導課に置く。

## (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成16年3月29日から施行する。
- 2 この要綱は、施行後5年を超えない期間内に見直すものとする。

## 附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。